

大規模水道事故に関する補償について

平素、本町水道行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年3月10日に発生した大規模水道事故につきましては、町民の皆様に大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

この度の事故に伴う補償につきましては、下記の補償内容に該当される場合、**保険適用（日本水道協会賠償責任保険）となります**ので、お手順をお掛けしますが、**業者の見積書および領収書（もしくは請求書）と写真をご用意**いただき、町民生活課に申請手続きを行っていただくようお願いいたします。詳細につきましては、町民生活課上下水道係にお問い合わせください。

なお、補償金額につきましては、保険会社による審査の上、後日ご連絡いたします。

■申請期限 5月16日（金）

【赤水・赤さびによる主な補償内容】

- ・給湯器等の清掃、点検、修理代
- ・トイレや蛇口等の詰まりによる 修理代
- ・ボイラー、洗濯機の不具合に関する修理代
- ・受水槽等の清掃、点検代
- ・衣類等のクリーニング代



■申請・お問い合わせ

町民生活課 上下水道係

☎ 4-2511（平日9時～17時受付対応）